平成２９年（フ）第４６号
北海道旭川市神楽岡16条３丁目１番17号
シャレー壱番館202号室
債務者　杉元　美和
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９号
栃木県那須塩原市鍋掛1475番地144　ドミールＡ―203号
債務者　益子　　俊（旧姓室井）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３号
栃木県日光市森友1519番地84　シティハイツ関103
債務者　原山　康子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２４１号
神奈川県川崎市川崎区大師駅前２丁目９―16―305
債務者　藤崎　　肇
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２８８号
東京都大田区羽田６丁目８－３　ＲＩＶＥＲＳＩＤＥ　Ｋ　301
債務者　川上　淑美
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２８９号
東京都新宿区四谷坂町８―20　楓荘　１Ｆ左
債務者　板垣　　譲
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３６７号
東京都板橋区前野町２丁目32―12―103
債務者　佐藤　早苗
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４０３号
東京都江戸川区平井４丁目31－８―303
債務者　田口　博子（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４０６号
東京都足立区六木３丁目41―２
債務者　渡邉　邦治
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４１０号
東京都品川区東品川４丁目12―９―1314
債務者　鈴木　麻衣
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４２３号
東京都足立区大谷田１丁目１－７―411
債務者　野崎　拓巳
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４２４号
東京都武蔵村山市榎２丁目24―１―301
債務者　坂本　　統
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４２８号
東京都世田谷区若林２丁目31―12―602
債務者　山内　裕太
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４３０号
東京都江戸川区東小松川１丁目10―22―302
債務者　落合己喜男
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４３４号
東京都足立区柳原１丁目１－６　アプトＮ千寿201
債務者　加茂　亜美
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部